

交通関連のマナーと通学ルール

交通ルールは日本の法令により定められています。運転免許を取得したばかりの国内学生や国際学生にとっては、初めて知るルールもあるかもしれません。しかし、法令に違反したときは、様々な罰則や処分があります。また、学内にも通学ルールがあり、違反したときは、賞罰規程に基づき処分されます。交通ルールを違反した場合は、処罰されるだけではなく、人身に危害を与えたり、自らも事故の後遺症が残るなど、あなたの人生を大きく狂わせる恐れもあります。正しい交通ルールを理解し、快適な学生生活を送るようにしてください。

自転車の利用

自転車を買ったら防犯登録、もたらしたら登録変更しましょう

自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受ける時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

2021年6月から大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。近年、APUでは自転車事故が増加しています。安全で適正な自転車の利用をお願いします。

大分県ウェブサイト <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/zitensyazyoure.html>

放置自転車を拾ってはいけません

ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使える自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

こうつう 交通ルール

いんしゅううんてん 飲酒運転

道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあり、必ず守らなければならないルールのひとつです。「車両等」には「自転車」も含まれます。従って自転車の飲酒運転も違法行為になります。そのほか、酒気を帯びている人に車両等を貸すことや、運転する予定の人に酒を飲ませたり、その車に同乗することも違反です。飲酒運転は絶対にしないでください。

ばっそく 【罰則】

● 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

● 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※車両を提供した人も同じ処罰です。

● 酒類の提供・同乗者

酒酔い運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



むめんきょううんてん 無免許運転

道路交通法第64条により、免許を持っていない人が自動車、バイク（原付バイク含む）を運転しては

いけません。また、国際運転免許証の場合、「原則として

日本上陸後1年」が最大の有効期間です。期限をしっかりと確認

して運転に臨んでください。期限が切れた国際運転免許証は

無免許と同じです。（「国際運転免許証」については、「運転免

許証について」（82～83ページ）を読んでください。）



ばっそく 【罰則】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

なお、無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供し、提供を受けた者が無免許運転を

した場合や無免許運転であることを知りながら、自動車等を運転して自己を運送するよう要求・依頼し、

無免許運転をする自動車等に同乗した場合でも無免許運転幫助として罰せられます。

ばっそく 【罰則】

● 自動車等の提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

● 自動車等への同乗：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

スピード違反

道路交通法第22条により、最高速度が指定されている道路においては最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度を超える速度（以下の参考をご覧ください。）で走行してはいけません。

参考：法定最高速度（抜粋）

	一般道	高速道路
原付バイク	30km/h	—
自動二輪	60km/h	100km/h
軽自動車	60km/h	100km/h
普通自動車	60km/h	100km/h



なお、日本の場合、「原付バイク」（原動機付自転車）は、運転免許が必要です。（一部の国では、「原付バイク」に運転免許が不要ですが、日本では運転免許が必要なので誤解のないようにしてください。）

また、法定最高速度は原付バイクの場合、30km/hです。

ノーヘル・原付バイクの二人乗り

道路交通法第71条の4により、バイクに乗る方は乗車用ヘルメットを被らなければなりません。同乗者も同様です。また、道路交通法第55条により、原付バイク二人乗りは禁止されています。

これらのほかにも、「信号無視」「右側通行」などが、しばしば見受けられる交通違反です。



交通事故に遭わないために

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。

加害者になり、学業が続けられなくなることもあり得ますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

万一、交通事故に遭ったら

①加害・被害にかかわらず、示談の話をする前に、その場から直ちに警察に電話するなどして届けてください。警察への届けがないと、損害保険などが受けられなかったり、相手から法外な治療費や修理代などを請求されることがあります。

②交通事故の相談は、まず、自分が加入している保険会社か、公的な相談窓口にご相談することをおすすめします。

おおいたけんこうつうじこそうだんじよ 大分県交通事故相談所	097-506-2166
おおいたけんこうつうあんぜんぎやうかい 大分県交通安全協会	097-532-0815
じどうしゃあんぜんうんてん 自動車安全運転センター	097-524-6420



バイクの運転について

日本でバイク（原付バイク含む）を運転する際には、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。特に国際免許証でのバイクの運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、無免許運転として警察に検挙されるケースが多発しています。以下の説明をよく読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意してください。学生処分の対象となります。

原付バイクも免許が必要

友人・知人からバイクを譲りうける時の注意

そのバイクがすでに「廃車」または「名義変更」手続きが完了済みかどうかを確認しましょう。手続きが未完了のバイクは譲り受けないようにしましょう。また、同時に保険の状態についても確認しましょう。「安いから」とか「タダだから」と単純に飛びつくのは止めましょう。自分のバイクを他人に譲渡などする場合も同様で、上記の手続きを完了してからにしましょう。

運転免許証について

運転するときには日本で有効な免許証を携帯しましょう。有効な免許を持たずに運転した場合は、懲役3年以下または最大50万円の罰金を支払わなければなりません。国際学生が日本でバイクを運転するには、以下のいずれかの方法で免許証を取得していることが必要です。

【方法その1】

日本の運転免許証を取得する。

【方法その2】

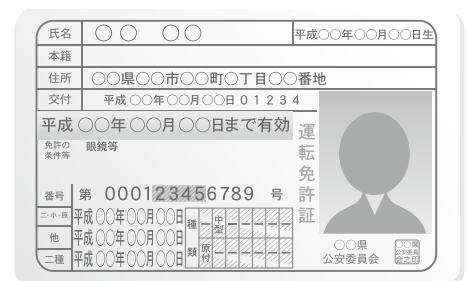
自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

【方法その3】

国際免許証（ジュネーブ条約によるもの）を取得する。

【方法その4】

下記の特定（国・地域）の運転免許証を持っている場合は、運転免許証と公的機関による翻訳文を常に携帯していれば日本でも運転することができます。ただし、有効期間や条件は国際免許と同様です。（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）



にほん うんてんめんきょしょう しゆとく かき ばしよ と あ
日本の運転免許証の取得については、下記の場所にお問い合わせください。

おおいたけんうんてんめんきょ
大分県運転免許センター TEL : 097-528-3000

<https://www.pref.oita.jp/site/keisatu/menkyo-index.html>

APUの通学ルールとマナーについて

つうがく こうきょう こうつうきかん りよう ほんがく じどうしゃつうがく きんし
通学は公共の交通機関を利用しましょう。本学では自動車通学を禁止しています。キャンパス内への
むきよか じてんしゃ の い みと
無許可でのバイク・自転車の乗り入れも認めていません。

めいわくちゆうしゃ だいがくきんりん ろじょうちゆうしゃ べつ ぶ わん こうそく りようしゃようちゆうしゃじょう ほか
迷惑駐輪（大学近隣の路上駐輪、別府湾SA、高速バス利用者用駐輪場、APハウス他）はやめましょう。

めいわくちゆうしゃ おこな がくせい だいがく けいこく あた うえ がくせいしょうばつきてい ていがくしよぶん しょうがく
迷惑駐輪を行う学生にたいしては、大学は「警告」を与えた上で、学生賞罰規程による「停学処分」「奨学
きんていし きび しよぶん おこな ばあい
金停止」という厳しい処分を行う場合があります。

こうそく りようしゃちゆうしゃじょう りよう ばあい じぜん じご とどけで ひつよう
高速バス利用者駐輪場を利用する場合は、事前・事後にスチューデント・オフィスに届出が必要で
しょうほうきょうゆう
と情報共有のため)。

めいわくちゆうりん じてんしゃ ほうち ていしゅうへん じてんしゃ ちゆうりん ほか しゃりよう つうこうぼうがい てんぽ
迷惑駐輪やバイク・自転車の放置、バス停周辺への自転車の駐輪による他の車両への通行妨害や店舗で
りようがいちゆうしゃ さいきん しみん くじょう おお
の利用外駐輪など、最近、市民からの苦情が多くなっています。

こんな場合は

- (身体に障害を持つなどの理由で) 公共交通機関での通学は無理なので、車通学を許可してほしい。
⇒ 車通学の申請理由文書、公共交通の利用が困難と判断した医師の診断書や、その他の客観的に証明する書類、任意保険証書などを提出の上、審査が行われます。スチューデント・オフィスで相談してください。
- バイクで通学をしたい。
⇒ バイク登録を行い、所定のシールをバイクに貼ることが必要です。入学時に配布した資料で、申請に必要なことを確認してください。クレオテック (A棟2階) で手続きを行っています。
- サークル活動で荷物搬入の車を入構させたい。
⇒ スチューデント・オフィスで臨時入構の申請を受付けています。許可なく入構した場合は、上記の処分の対象になることがあります。
- バスの定期を購入したい。
⇒ 入学直後にスチューデントユニオンで販売を行っています。日程にご注意ください。

保険の加入について

自賠責保険は、バイクによる交通事故を起こした際に、被害者の人身事故を最低限保障するための保険です。これに加入していないバイクの運転は違法です。新規バイク購入時は販売店で加入手続きをしてください。通常は販売店が代理で手続きをします。知人・友人から譲り受ける場合は、そのバイクがすでに「廃車」手続き済みか「名義変更」済みであることを確認しましょう。「自賠責保険証書」は、運転中には常に携帯していることが必要です。不携帯の場合は30万円以下の罰金、未加入の場合は50万円以下の罰金になります。APUへバイク通学をするためには、任意保険への加入（対人：無制限、対物：200万円以上、搭乗者：200万円以上）が義務づけられています。自賠責保険は、被害者の人身部分の損害（怪我等）を保障するためのものであり、被害者の物損（自動車やバイク等の損害）や運転者側の損害は保険対象となっておりません。また、交通事故での治療費は健康保険の対象にならない場合があります。そのため、物損事故や自分自身の治療費までも補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

クレオテック（本部棟2階）で、自賠責保険・任意保険の加入手続きができます。

自賠責保険の支払い限度額

死亡の場合	3,000万円/人
後遺障害の場合	75万円/人～4,000万円/人（程度により異なります）
ケガの場合	120万円/人

（事項例）

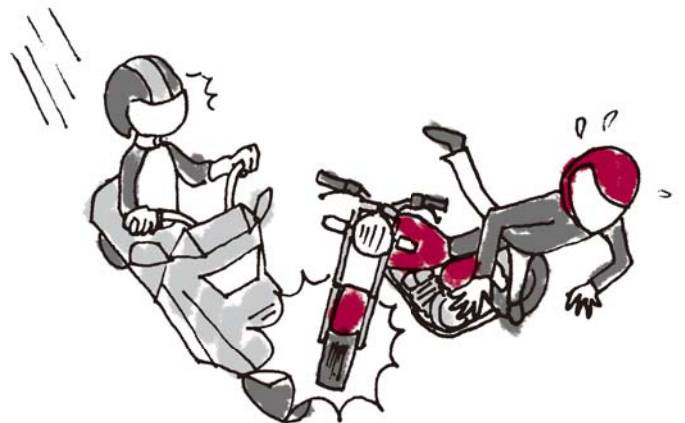
事故状況：

Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

損害額負担：

Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。

Bさん（被害者）	損害	人身	
	運転者左腕骨折	治療費	100万円…(a)
	物損バイク修理費		100万円…(b)
Aさん（加害者）	損害	人身	
	運転者右腕骨折	治療費	100万円…(c)



保険適用：

- (1) 自賠責保険 (a)のみ保障対象となる。
- (2) 任意保険 適切な保険に加入していれば、(a)(b)(c)全てが保障対象となる。